

地域密着型サービス外部評価実施回数緩和の適用について

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

このことについては、静岡県地域密着型サービス外部評価実施要綱の「3 自己評価及び外部評価の実施回数」に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととしますので留意をお願いします。なお、一昨年度に実施回数緩和の適用を受け、昨年度に外部評価を実施した事業所においても、今年度適用を受ける場合は、新たに申請が必要になりますのでご注意ください。

令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」通知に基づき、柔軟な取扱いにより運営推進会議を実施した事業者について、(1)、(2)の要件を全て満たした場合、申請書を受理します。

(1) 「過去5年間継続して実施」について

実施回数緩和の適用を申請する年度の前5年度の間に5回外部評価を実施していることが必要。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、評価確定日等が翌年度にずれ込んだ場合であっても、当該年度に実施したものとみなす。

(2) 各要件の解釈について

ア 自己評価及び外部評価結果（様式1）及び目標達成計画（様式2）を市町に提出していること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において実施した外部評価について、様式1・2を市町へ提出していることが必要。

イ 運営推進会議が前年度に6回以上開催されていること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において、6回以上開催されていることが必要
- ② 柔軟な取り扱い（書面等）により開催した場合、申請する年度の前年度において6回以上開催されていることが必要（開催したことがわかる資料を提出すること）
- ③ 柔軟な取り扱いとして、市町または地域包括支援センターに報告せず中止または延期した場合は、開催したとはみなさない。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席をしていること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において開催された会議について、原則として、毎回、出席していることが必要（議事録で確認）。
- ② なお、市町・地域包括支援センターの都合により欠席の場合で、議事録の提出等会議内容を報告している時は、出席とみなす。
- ③ ただし、年1回以上は、実際に出席していることが必要。
- ④ 柔軟な取り扱い（文書等）により開催した場合、事業所の存する市町又は地域包括支援センターに文書による情報提供や報告をし、定期的に評価を受けていることが必要。（市町協議にて確認）

エ 自己評価及び外部評価結果（様式1）のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

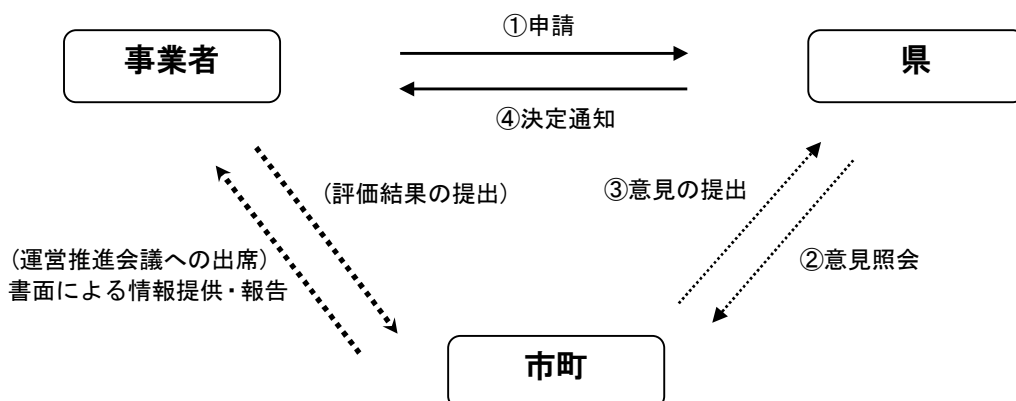
- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において、いずれの項目も適切であることが必要。

（3）申請手続きについて

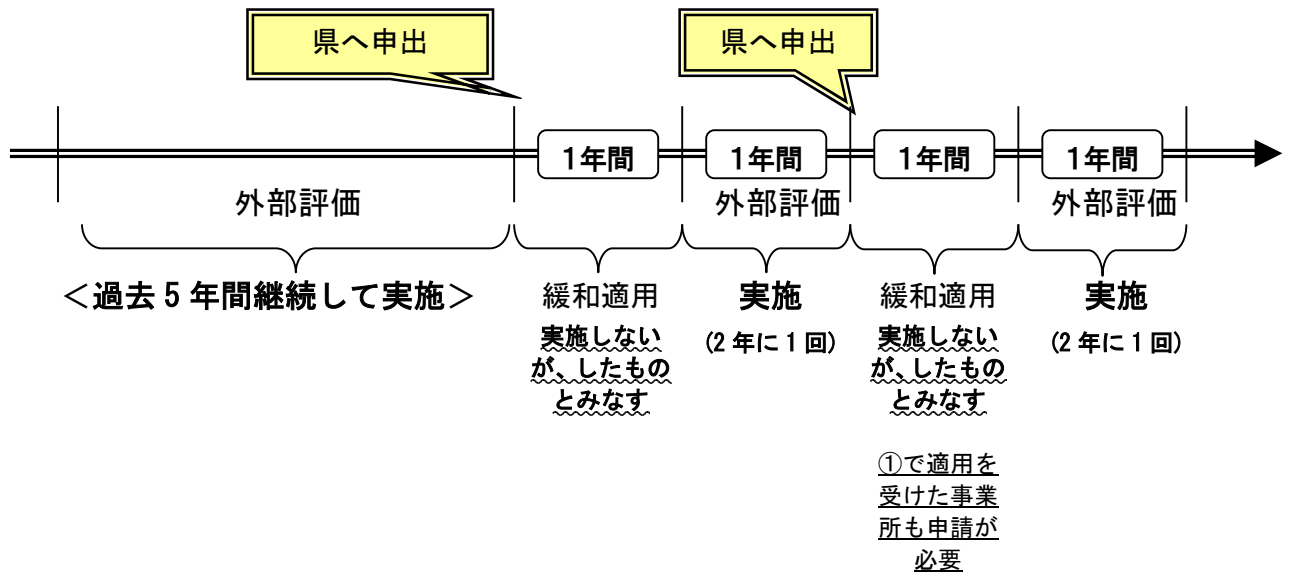
過去5年間、継続して外部評価を実施し、ア～エの要件を全て満たす事業者が、実施回数の緩和の適用を希望する場合には、適用を受けたい年度の4月1日から4月末日までに、申請書【別紙1】に必要書類を添付し、県知事あて申請する。

県は、申請内容を確認し、当該事業者の指定及び監督を行っている市町と協議し、結果について7月中旬までに事業者あて通知する。

○緩和手続きの流れ



○緩和が適用される期間について



- <別添> 【様式1】申請書（事業者→県）
【様式2】協議について（県→市町）
【様式3】協議について（回答）（市町→県）
【様式4-1・2】適用について（県→事業者）